

本 編

第1部 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

人口が減少に転じる中でも高齢化率は伸び続けており、令和5年10月の我が国における高齢化率は29.1%となっています。令和7（2025）年には団塊世代の全員が75歳以上となり、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年頃まで高齢者人口は増え続けると予測されています。一方で生産年齢人口の減少も顕著で、人口減少が加速する見込みとなっています。

本市における令和22（2040）年の高齢化率は40.3%と推計されており、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続するために必要な支援の担い手不足が懸念されています。

こうした将来を見据え、持続可能なまちづくりを進めるなかで、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供され、高齢者を地域全体で支える体制「地域包括ケアシステム」の重要性が一層高まっています。

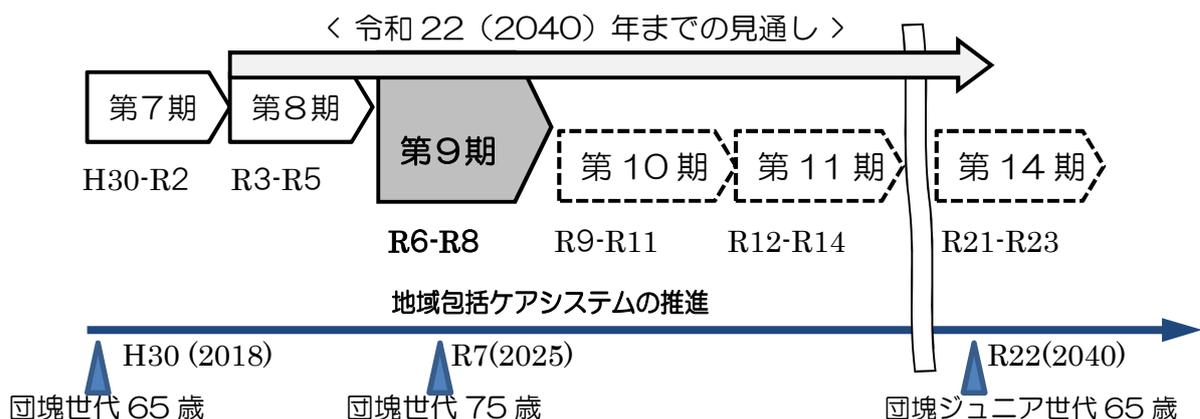
地域住民や地域の多様な主体が参画し、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていく社会づくりをめざす中で、複雑化・複合化したニーズに対応するための相談支援体制づくりや、地域の特性に応じた認知症施策・介護サービス提供体制の推進などが求められています。令和5年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。

今回策定する「第9期いきいきかぬま長寿計画」は、これまでの取り組みを承継しながら、令和22（2040）年を見据え、本市が目指すべき今後の高齢者福祉施策の方向性を示すものです。

2 計画の位置付け

「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」は、法律により一体のものとして作成されるよう定められており、それに基づき策定する「いきいきかぬま長寿計画」は、本市の高齢者福祉施策の基本となるものです。

この計画の策定に当たっては、本市の上位計画である「第8次鹿沼市総合計画」や「第4期鹿沼市地域福祉計画」、その他の保健福祉関連計画等と整合性を図りながら、栃木県が策定する「栃木県高齢者支援計画」が示す方向性と整合を図った計画とします。



3 計画期間

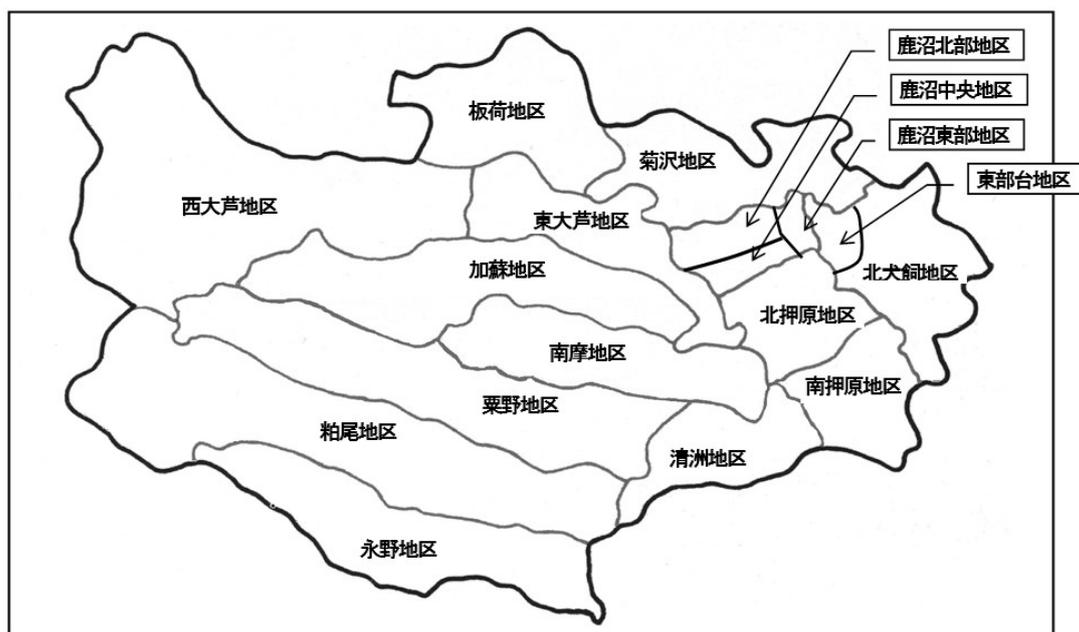
この計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とし、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた長期的な計画とします。

4 日常生活圏域の設定と地域包括支援センター

人口、自治会の区域、生活形態、地域活動等を考慮し「日常生活圏域」を設定し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けていけるように支援する環境を整備しています。

第3期計画において、コミュニティセンターが設置されている旧町村ごと及び旧鹿沼地区を3つに分け16圏域の設定をし、その後、平成18年度に北犬飼地区が北犬飼地区と東部台地区となり17地区に区分されたため、第4期計画からは日常生活圏域も17圏域に設定しています。

これらの圏域を6か所の地域包括支援センターが分担して高齢者の相談・支援業務を行います。各地域包括支援センターには、担当地区の第1号被保険者数が概ね6,000人ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置し、6,000人を超えた場合には増配します。また、これら6か所の地域包括支援センターを統括する基幹型センターを市役所に設置し、相互に連携・協力を取りながら地域包括ケアシステムを推進します。



【表1-1 地域包括支援センターと担当生活圏域】

名 称	担 当 生 活 圏 域
鹿沼東地域包括支援センター	鹿沼東部、北犬飼
鹿沼東部台地域包括支援センター	東部台、鹿沼北部
鹿沼北地域包括支援センター	菊沢、板荷
鹿沼中央地域包括支援センター	鹿沼中央、東大芦、西大芦、加蘇
鹿沼南地域包括支援センター	北押原、南押原
鹿沼西地域包括支援センター	南摩、栗野、粕尾、清洲、永野
鹿沼市地域包括支援センター	市内全域（統括）

【表 1-2 日常生活圏域別高齢者数及び介護認定者数】

(令和5年9月30日現在)

生活圏域	人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率	認定者数(人)	認定率	面積
	(A)	(B)	(B/A)	(C)	(C/B)	
北部地区	6,122	2,078	33.94%	364	17.52%	1.89km ²
中央地区	6,272	2,175	34.68%	414	19.03%	5.14km ²
東部地区	10,058	2,699	26.83%	528	19.56%	2.63km ²
菊沢地区	13,810	3,757	27.20%	594	15.81%	29.24km ²
東大芦地区	2,937	1,143	38.92%	195	17.06%	26.59km ²
北押原地区	11,087	3,206	28.92%	501	15.63%	16.27km ²
板荷地区	1,547	674	43.57%	109	16.17%	28.53km ²
西大芦地区	675	396	58.67%	71	17.93%	79.03km ²
加蘇地区	1,735	770	44.38%	108	14.03%	46.69km ²
北犬飼地区	9,457	2,569	27.17%	417	16.23%	26.12km ²
東部台地区	16,238	4,023	24.78%	587	14.59%	3.09km ²
南摩地区	2,782	1,168	41.98%	165	14.13%	30.02km ²
南押原地区	3,890	1,523	39.15%	246	16.15%	18.06km ²
栗野地区	2,705	1,096	40.52%	152	13.87%	50.15km ²
粕尾地区	1,265	619	48.93%	87	14.05%	69.94km ²
永野地区	1,003	470	46.86%	93	19.79%	37.74km ²
清洲地区	2,384	881	36.95%	140	15.89%	19.49km ²
計	93,967	29,247	31.12%	4,771	16.31%	490.64km ²

認定者数は第1号被保険者(65歳以上)

上記の認定者数以外に、「住所地特例対象者」42名が認定されています。

- 住所地特例対象者…他の市町村の介護保険施設や特定施設(有料老人ホームやケアハウス等)に住所を移して入所(居)したが、引き続き元の住所地の市町村の介護保険被保険者となる者

5 計画の策定体制

本計画は、「鹿沼市保健福祉審議会」において第8期計画の成果や課題等を検証し、その意見を踏まえて策定しました。策定に当たっては、高齢者福祉施策の改善や充実を図ることを目的に、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。また、市民からの幅広い意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

6 公表と普及啓発、達成状況の点検評価

第9期計画及び「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」は、市ホームページ等で公表し、計画書記載の各種制度については広報紙等により普及・啓発を行います。

また、計画の運営・実施状況等については、保健福祉審議会へ報告するとともに、必要に応じ広報紙やホームページ等で周知し、市民への情報提供に努めます。